

さぬき市介護予防教室事業「元気のからくり教室（1日コース・半日コース）」事業委託に関するQ&A

（令和元年11月1日現在）

NO	区分	質問内容	回答
1	目的	通所介護との違いは何か。	<p>①&lt;対象者について&gt;元気な高齢者を含めたすべての高齢者としています。ただし、介護認定を受けケアマネによるケアプランが必要なサービスを利用している場合は対象としていません。</p> <p>②&lt;内容について&gt;要介護状態となるリスクのある段階になる前からの予防の取り組みを目指します。また、教室で学んだことをセルフケアとして習慣化できる力を身につけ、地域に普及啓発できるような、介護予防の担い手の育成の場でもあります。</p>
2	対象者	「介護保険法等に規定する居宅サービス計画、介護予防サービス計画等のケアプランに基づく介護給付、介護予防給付等を現に受けていない者」（事業委託に関する仕様書1ページに記載）とは具体的にどのような場合か。	住宅改修や福祉用具購入のみの方の場合は、教室の利用が可能ですが、ケアマネによるケアプラン計画書が必要なサービスを利用している場合は教室の利用はできません。
3	会場	通所介護のサービス提供とは部屋、又は空間及び時間を分けて実施するとあるが、通所介護の提供がない日（休業日）であっても不可なのか。	事業所が営業していない日に、介護予防教室を開催することは可能です。
4	会場	指定を受け通所介護等を行っている食堂及び機能訓練室等の施設の同一スペースにおいて、食堂及び機能訓練室等の利用がない時間帯において、介護予防教室の利用者にサービスを提供することは可能か。	通所介護の利用がない時間帯における利用ということで、通所介護の実施に支障がなければ可能です。

5	会場	通所介護等利用者とは別に、介護予防教室利用者にサービスを提供する部屋を確保できた場合、浴室、談話室、静養室のみを通所介護等の利用者と介護予防教室利用者が同時に利用することは可能か。	同時に利用すると、通所介護の実施に支障があると考えられるため、利用する時間がずれるのであれば問題ないです。
6	会場	毎回同じ場所を確保し、教室を開催することが必要か（外出レク含む）。	同じ場所が好ましいが、教室の実施場所が2ヶ所以上になる場合は、さぬき市介護予防教室事業実施計画書（様式2）に、それぞれの履行場所の記入と、平面図を添付してください。 参加者の混乱がないよう配慮したうえで、事業所の営業に支障のない範囲であれば異なる場所でも可とします。
7	従事者	併設する施設の職員の兼務は可能か。	教室の従事者は、専従の職員を配置していただくため、教室以外の他の業務と同一時間帯に従事することはできません。併設する施設の職員が従事する場合も、教室開催時間帯に併設する施設の職員として勤務していない場合は可能です。
8	従事者	途中で職員を交代することは可能か。	プログラム毎に従事する職員を交代することは可能です。いずれの職員も教室の専従でなくてはなりません。
9	従事者	仕様書で示している職種は国家資格ばかりであるが、その他適当と思われる資格とはどのような者か。	従事者として適当と思われる資格は、各プログラム内容を提供することができる専門職や、通所介護・通所リハビリテーションや、介護予防教室に携わった経験のある者が望ましいです。
10	従事者	従事する者として、専門職を専従させることとあるが、専門職のなかに、実務者研修修了者は含めるか。	同上

1 1	実施時間	1日コース5時間程度、半日コース2時間程度とあるが、プログラムを満たせば、半日コース1時間30分程度、1日コース4時間程度でもよいか。	1日コース5時間程度、半日コース2時間程度の提供をお願いします。教室は、共に取り組む仲間ができる地域づくりも目的のひとつです。プログラムの提供だけではなく、他者交流ができるレクリエーションの時間も必要と考えます。また、健康チェック、目標確認、水分補給等の休憩時間にも配慮してください。
1 2	実施時間	教室の開催時間を、曜日ごとに変えることは可能か。	可能です。ただし、さぬき市介護予防教室事業実施計画書（様式2）に明記してください。
1 3	プログラム	具体的なプログラム内容は。	介護予防マニュアル(改訂版:平成24年3月)の内容、覚えやすく自宅でも取り組める内容を想定しています。(例は下記のとおり) ①運動器機能向上 ストレッチ、腰痛、膝痛、転倒・骨折対策の筋力トレーニング ②口腔機能向上 口腔機能向上の必要性についての教育、口腔清掃の自立支援、口腔体操、唾液せんマッサージ、嚥下訓練の指導、発生・発音に関する訓練の指導、食事姿勢や食環境についての指導 ③認知症予防 「簡単な計算」「間違い探し」「クロスワード」などの「テキストを使った学習」プリントや、脳トレ、コグニサイズなど脳活性化ゲーム
1 4	プログラム	1日コースと半日コースを混合にしてもよいか。	2つのコースを一緒に実施することは可能です。また、職員を兼務させることも可能です。 ただし、実施場所に適した利用者数、会場、専従の職員を配置してください。また、介護予防プログラム内容や半日コースの送迎、一日コースの入浴等で、双方の実施に支障がないようにする必要があります。

15	昼食	半日コースであっても、時間帯によって昼食を希望することがあれば提供してもよいか。	可能です。ただし、半日コースの委託要件には、昼食は定めていないため、事業所の責任で提供をお願いします。
16	入浴	入浴の見守りは必要か。	基本的に自立の方であるため見守りは必要ないと思われませんが、安全面を考慮し見守りが必要なケースもあると想定されます。
17	参加費	食事・物品などプログラムで提供するものがある場合、実費を参加者に負担してもらってもよいか。	教室では、原則として食事・入浴は実費を徴収してください。ただし、教室の内容により、それ以外の実費が必要になる場合は、さぬき市介護予防教室事業実施計画書（様式2）に記載してください。
18	その他	年度途中での、教室の実施内容（実施場所や時間等）の変更は可能か。	原則不可能です。原則として、さぬき市介護予防教室事業実施計画書（様式2）のとおりとってください。
19	その他	委託事業者数について、予定数（上限枠）等の考えはあるか。具体的には、市全体での予定数や地区別の予定数などの考え（計画）はあるか。	予定数等は特に決めていませんが、開設場所の区域における高齢者人口や現在開設している教室数等を勘案し決定したいと思います。
20	その他	募集要項の委託期間には、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとあるが、単年度ごとの募集ということか。令和3年4月以降の年度で新規で応募することは可能か。	今回の募集については、委託期間を令和2年4月1日から令和3年3月31日とします。 また、この事業の目的を達成するために、令和3年度以降も継続できるような事業としたいと考えていますので、令和3年度以降の事業の新たな受託者の募集については、実施状況（利用希望者や事業の効果等）を考慮して判断したいと考えています。

